

令和3年度第1回森林審議会森林整備部会 議事録

日 時：令和3年12月20日（月）
10時30分から11時35分まで
場 所：ウェブによるオンライン会議

（事務局 矢島）

只今より、令和3年度第1回静岡県森林審議会森林整備部会を開催いたします。
開会にあたりまして、森林整備課長の中山よりご挨拶申し上げます。

（事務局 中山課長）

森林整備課の中山でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、森林整備部会に出席いただきましてありがとうございます。

今回も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、リモートでの開催とさせていただきます。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、森林審議会運営規定では、森林整備部会の審議事項として、造林・間伐の推進、林道等の整備及び松くい虫防除並びに林業振興に関する事項となっております。

本日の審議ですが、松くい虫防除に関する事項、森林病虫害等防除法に基づく「高度公益機能森林等の区域」の変更であります。

具体的には、静岡県松くい虫被害対策事業推進計画の計画期間の満了に伴い、次期計画策定に向けた対策実施区域の見直しを行いました。また、その結果から、高度公益機能森林、被害拡大防止森林、特別防除実施区域を変更するものです。

それでは、本日のご審議をよろしくお願いいたします。

（事務局 矢島）

議事に入る前に配布資料の確認をお願いします。次第と資料1、資料2となっております。

また、会議中にトラブルが発生し、パソコン上でのやりとりが難しい場合は、電話により連絡をいたしますので、お手元に携帯電話をご用意いただければと思います。

本日の会議は、静岡県森林審議会森林整備部会運営規程及び静岡県森林審議会森林整備部会における情報提供実施要領に基づき、原則、公開となっております。会議内容は、議事録を作成の上、公開されますので、ご了承ください。

また、本日は、委員7名中5名の御出席をいただいております。部会の成立要件を満たしていることをご報告します。

それではこれより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、部会長である志賀委員にお願いいたします。

志賀部会長よろしくお願いいたします。

(志賀部会長)

それでは、ここからは私が議事次第に基づき会議を進めていきたいと思えます。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

審議事項が1件ということです。限られた時間ではありますが、県の森林・林業施策がより良い展開がなされていくよう、委員の皆様の積極的なご意見をいただきますようお願いいたします。

12時を森林審議会森林整備部会の終了時間といたしますので、議事進行について、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から議事(1)審議事項の第1号議案について説明をお願いします。

(事務局 矢島)

審議事項、第1号議案「森林病虫害等防除法における高度公益機能森林等の区域変更」について説明をさせていただきます。

まず資料ですが、資料1は、審議事項である区域変更の概要、変更する高度公益機能森林と被害拡大防止森林の市町別の区域の一覧表と変更前後の区域図、変更後の静岡県防除実施基準、市町別の特別防除実施区域の一覧と変更後の区域図となっています。資料2は、説明用のパワーポイントを印刷したものになっています。

それでは、資料1を御覧ください。

具体的な変更事項は、対策対象松林である「高度公益機能森林」と「被害拡大防止森林」及び有人へりを使用した空中散布の実施が可能な区域である「特別防除実施区域」の変更です。

これらの内容を、パワーポイントを使用して説明させていただきます。

パワーポイント又は資料2を御覧ください。

これらの変更は、森林病虫害等防除法により、森林審議会の意見を求めることになっております。

まず、松くい虫について、概要を説明させていただきます。一般的に松くい虫と呼んでいますが、正式名称は「マツ材線虫病」です。

「マツ材線虫病」は、“世界4大樹木病害”に数えられる伝染病で、マツに激的な被害をもたらします。感染するとほぼ100%枯れてしまいます。

病原体であるマツノザイセンチュウと媒介者であるマツノマダラカミキリにより引き起こされます。

続いて、被害の推移ですが、近年は全国では減少傾向、静岡県では横ばいで推移しております。

区域を変更する高度公益機能森林は、保安林やその他の公益的機能が高い森林であってマツ以外の樹種からなる森林では機能確保が困難な保全すべき松林です。

被害拡大防止森林は、松くい虫等の被害対策を緊急に行わないと、高度公益機能森林に著しく被害が拡大すると認められる高度公益機能森林から半径2km以内の周辺松林で、伐倒駆除を進め、樹種転換を図る松林です。

高度公益機能森林と被害拡大防止森林の区域の位置関係は、この写真にあるとおり、風や潮、砂を直接受ける最前線が高度公益機能森林となっており、その背後に被害拡大

防止森林があります。

被害対策についても触れさせていただきます。

被害対策では、予防として薬剤散布と予防材注入、駆除対策として伐倒駆除を行っています。

予防対策の薬剤散布には、有人ヘリによる空中散布と地上散布があります。このうち、有人ヘリによる空中散布を実施できる区域が「特別防除実施区域」です。空中散布は、効率が良く、上空から散布し、カミキリの食害を受けやすいマツの高い位置の枝に薬剤がかかることから、効果の高い方法となっています。ただし、上空から散布するため、薬剤の飛散距離が長く、人や生活環境に影響を与える恐れがあることから、防除実施基準で区域が限定されています。

静岡県内の松くい虫の防除を実施している区域は、海岸部分と浜北の森林公園となっています。このうち特別防除実施区域は、御前崎市から浜松市の海岸と浜北の森林公園の、防除実施基準に合致する箇所限定されています。

変更の方針です。「保全する松林を限定して予防と駆除により防除を徹底するため、松林を取り巻く状況の変化を踏まえ区域の見直しを行う。」ことと「地域住民や利害関係者などから幅広く意見を聞いた上で集約する。」ことを変更の方針としております。

区域変更案の農林事務所管内別に区域面積を集計した表です。高度公益機能森林が 38ha の減少、被害拡大防止森林が 45ha の減少、特別防除実施区域の面積が 16ha の減少となっています。

それぞれの区域の主な変更理由です。

高度公益機能森林は、森の防潮堤づくりにより防潮堤が完成し、背後のマツ林に広葉樹が侵入するなど、マツでなくても保全が可能な状況から、防潮堤の背面の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に移行し、樹種転換を図ることとしたための減少です。他に、防潮堤のマツ植栽が完了した箇所を高度公益機能森林に加えた増加が理由となっており、合計で減少となりました。

被害拡大防止森林は、高度公益機能森林からの移行による増加と樹種転換が完了した箇所の区域指定解除による減少で、合計で減少となりました。

特別防除実施区域は、高度公益機能森林が減少したことに伴う減少です。

ここで資料 1 の 22、23 ページをご覧ください。変更部分について図面で見てくださいと思います。こちらは、浜松市の海岸部分の変更前と変更後になります。高度公益機能森林が減少し背後の被害拡大防止森林が増加していることがお分かりいただけるとと思います。

続いて、16、17 ページをご覧ください。掛川市の変更前と変更後になります。高度公益機能森林の背面の第 2 線、第 3 線の被害拡大防止森林が無くなり、減少していることがお分かりいただけるとと思います。これは、樹種転換完了による減少になります。

パワーポイントに戻って説明をさせていただきます。

なお、これらの区域変更については、変更の方針に基づき、地区住民や利害関係者の意見聴取を農林事務所ごとに実施しました。

賀茂・東部・富士農林事務所管内、中部・志太榛原農林事務所管内、中遠農林事務所

管内、西部農林事務所管内、意見聴取の結果、区域変更に対する反対の意見はありませんでした。

また、森林病虫害等防除法では、関係市町長の意見を聞くことが求められていることから、関係市町長に意見聴取を実施しました。その結果、異議及び意見等はございませんでした。

本日の森林審議会以降の変更の手続きは、区域変更の公表、関係市町長への通知、農林水産大臣への報告となっております。

審議事項の説明は以上となります。審議をよろしくお願いいたします。

(志賀部会長)

ただいま、事務局から説明いただいた内容について、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。前回も同じような内容の変更の審議をしましたが、今回の内容について、質問はありますでしょうか。

(鈴木英元委員)

資料2の22ページについて、防除の徹底を求める声とはどのような内容だったか教えていただきたい。

(事務局 中山課長)

浜松・中遠地域になるが、地域住民から、重要なマツ、地域が守ってきたマツを守って欲しいと、松枯れ対策の徹底を求められました。

(鈴木英元委員)

マツを守って欲しいというのは、クロマツか、アカマツか？

(事務局 中山課長)

特に意見があったのは海岸部で、クロマツを守って欲しいということでした。

(志賀部会長)

松林保全の対策について、東の方と西の方で取組の方法が違う印象を受けたが、違いというのは、どういったものか。

(事務局 中山課長)

東日本大震災以降、津波被害の深刻さを目の当たりにした地域住民の声を受けて、中東遠地域では市町と連携して森の防潮堤づくりを進めている。

当時、松枯れがひどかったことから、マツを一度伐って、盛土をして、県が改めて森林を再生するという手法。地域住民はクロマツに親しんできたので、改めてマツを植えてほしいという要望がある。一方で、松枯れの実態もあるので、有識者会議を経て、広葉樹と混植で森林を再生しようということを実施している。

東部地域では、従来からのマツ林を保全している。

いずれも地域もそのままの状態では、マツ材線虫病の被害発生の恐れがあるので、松枯れの予防対策として空中散布をしたり、伐倒駆除をしたりして、松林を守っている。

(志賀部会長)

ありがとうございます。他に御意見、御質問ないようでしたら、諮問事項について、了承いただけるかどうか賛否をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

諮問を受けた第1号議案の「森林病虫害等防除法における高度公益機能森林等の区域変更」については、変更案の内容については、適正と答申したいと思います。

答申について、異議の有無について確認させていただきます。フリップの提示、または異議なしは顔の下あたりで、手で「○」、異議ありは、同様に手で「×」を作って意思表示をお願いします。

異議なしということで、「森林病虫害等防除法における高度公益機能森林等の区域変更」は原案どおりで適正と答申いたします。

なお、答申文の作成については、議長に一任させていただきたいと思いますが、異議の有無について確認させていただきます。フリップの提示、または異議なしは顔の下あたりで、手で「○」、異議ありは、同様に手で「×」を作って意思表示をお願いします。

異議なしということで、以上で議事を終了いたしますので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様、議事の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局 矢島)

志賀部会長、ありがとうございました。

以上で静岡県森林審議会森林整備部会を閉会させていただきます。